

## 申請手続き

### 論文博士号取得希望者に対する支援事業 平成22年度分・募集要項

平成21年7月

独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨	7. 支援期間	13. 論博研究者の義務
2. 対象分野	8. 本会支給経費(予定)	14. 日本側研究指導者(研究指導協力者を含む。以下同様。)とその所属機関及び学位申請予定大学の役割
3. 対象国	9. 申請手続	15. 個人情報の取扱い等
4. 申請資格	10. 申請に際しての留意事項	16. その他の注意事項
5. 論博研究者候補者の要件	11. 選考及び選考結果の通知	17. 申請書類の送付先及び連絡先
6. 採用予定数	12. 研究指導の実施	論博事業における推薦機関一覧

#### 1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会(Japan Society for the Promotion of Science: JSPS)は、アジア諸国等の大学等学術研究機関に所属している研究者に対し、我が国の大学において、大学院の課程によらず、学位規則の規定に基づく論文提出によって博士の学位を取得することを支援する事業(いわゆるRONPAKU)を行っています。このたび平成22年度分より、あらたにアフリカ諸国の研究者を対象に含め、実施することになりました。

本事業は、これにより支援を受ける者(以下「論博研究者」といいます。)を我が国に招へいし、我が国の大学において研究指導者の指導の下で研究を行う機会を与えとともに、我が国の研究指導者に対しては、当該国を訪問し現地において論博研究者の所属する大学等の研究指導者と協力して研究指導に当たる機会を提供するなど、論文博士号取得のための支援を行うものです。

なお、本事業への申請にあたっては、別添に掲げる推薦機関からの推薦若しくは論博研究者候補者の研究遂行能力を証明できる者からの推薦を受ける必要があります。いずれの場合も、申請は論博研究者の研究指導に当たる我が国の研究者が行うものとします。

[▲ PageTop](#)

#### 2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野を対象とします。

[▲ PageTop](#)

#### 3. 対象国

アジア(含 中東): アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルメニア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウズベキスタン、オマーン、カザフスタン、カタール、韓国、カンボジア、キルギス、クウェート、グルジア、サウジアラビア、シリア、シンガポール、スリランカ、タイ、タジキスタン、中国、トルクメニスタン、トルコ、ネパール、パキスタン、バーレーン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、ラオス、レバノン

アフリカ: アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、モザンビーク、モーリシャ

ス、モーリタニア、モロッコ、リビア、ルワンダ、レソト

【注】 印を付した10か国については、論博研究者の所属機関が別添に掲げる推薦機関の所管であるか否かにより、申請手続が異なるので注意してください。詳しくは「9.申請手続」を参照してください。

[▲ Page Top](#)

#### 4. 申請資格

平成22年4月1日現在我が国の国公立大学において、大学院博士課程を担当する常勤の教授、准教授又は講師であることとします。

[▲ Page Top](#)

#### 5. 論博研究者候補者の要件

次に掲げる要件をすべて備えている者とします。

- (1) 我が国の大学において博士の学位を取得していない者。
- (2) 大学院の課程によらず、論文提出により、我が国の大学から博士の学位の取得を希望する者。
- (3) 一定の研究歴を有し、本事業により研究を推進し、論文を完成することによって学位取得の見込みがあると認められ、かつ 研究指導者及び所属機関の長及び 別表に掲げる推薦機関の長又は論博研究者候補者の研究遂行能力を証明できる者(研究者であること)の推薦を受けている者。
- (4) 上記3. の対象国の国籍を有し、対象国の大学等において、常勤の研究者としての地位を有している者、又は平成22年4月1日において有することが明らかである者(台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。 )。
- (5) 平成22年4月1日において年齢が50歳未満である者。

[▲ Page Top](#)

#### 6. 採用予定数

約40名程度(アジア諸国より30名程度、アフリカ諸国より10名程度)

[▲ Page Top](#)

#### 7. 支援期間

平成22年度新規採用者に対する支援期間は、平成22年4月1日に開始するものとし、5年間を限度とします。

[▲ Page Top](#)

#### 8. 本会の支給経費(予定)

論博研究者及び日本側研究指導者に対し、本会の定める基準により、次に掲げる経費を支給します。

論博研究者に支給する経費

(論博研究者を我が国に受け入れる場合)

- (1) 論博研究者の所属機関の最寄空港と日本側研究指導者の所属機関の最寄空港間の低廉な国際航空運賃(ただし、申請時に中国又は韓国の推薦機関から推薦を受けた論博研究者に対しては、推薦機関が支給するため、本会は支給しません。また、中国の推薦機関の中国国家留学基金管理委员会(China Scholarship Council: CSC)及び中国社会科学院(Chinese Academy of Social Sciences: CASS)から推薦を受ける場合は、事前に、論博研究者から推薦機関に経費負担方法について確認させるようにしてください。)
- (2) 次の表のとおりとする。

滞在日数(日間)	滞在費(円)	滞在日数(日間)	滞在費(円)

1～5	50,000	31～45	300,000
6～10	100,000	46～60	400,000
11～15	150,000	61～75	500,000
16～30	200,000	76～90	600,000

(3) 海外旅行傷害保険

(4) 学位取得に係る経費

学位論文審査手数料: 大学学位規則に定められた額。ただし、500,000円を上限とします。

学位論文印刷料及び掲載料: 100,000円を上限とします。

日本側研究指導者に支給する経費

(日本側研究指導者が当該国を訪問する場合)

(1) 日本側研究指導者の所属機関の最寄空港と論博研究者の所属機関の最寄空港間の低廉な国際航空運賃・査証取得料及び日本国内旅費(本会の規程によります。)

(2) 日当、宿泊料(本会の規程によります。ただし、申請時に中国又は韓国の推薦機関から推薦を受けた論博研究者の研究指導者については、推薦機関が支給するため、本会は支給しません。)

(3) 現地指導費(1会計年度につき1回。ただし、50,000円を上限とする実費とします。)

(論博研究者を我が国に受け入れる場合)

(4) 研究指導費(受入期間1か月につき120,000円を上限とする実費とします。)

[PageTop](#)

## 9. 申請手続

本事業の募集は電子申請システムを通じて受け付けます。その際、電子申請手続と併せて必要書類が提出された場合のみ、有効な申請となります。詳細は、本会ホームページ内「電子申請のご案内」ページ(<http://www-shinsei.jps.go.jp/>)を参照してください。

(1) 提出書類(紙媒体)

日本側研究指導は、下記 の書類を整え、所属機関の長へ提出してください。

所属機関の長は、申請を取りまとめ、下記 書類を添付して、本会に提出してください。なお、使用する用紙は全てA4判とします。また、連合大学院等で日本側研究指導者の所属機関と学位申請予定大学が異なる場合には、予め、学位申請予定大学の了承を得てください。

日本側研究指導者の準備する書類(所属機関へ提出)

様式番号	様式名	記入者・作成方法	部数
Form 1	申請書	日本側研究指導者(1～2頁目のみ電子申請システムを用いPDFにて印刷し、3頁目以降はホームページからダウンロード)	正本1部 写し5部 (Form 1-4をホ チキス止めし たもの)
Form 2	候補者調書	論博研究者候補者	
Form 3	推薦書	論博研究者候補者が所属する機関の研究指導者及び所属機関の長	
(以下は、推薦機関が所管する研究機関以外の者のみ提出)			
Form 4	推薦書 *	論博研究者候補者の研究遂行能力を証明できる者(研究者であること)	

**[注]「推薦書」については、別添に掲げる10ヶ国の推薦機関(計13機関)が所管する研究機関\*\*に所属する論博研究者候補者は、提出する必要はありません。これに該当する候補者については、別添(3)で述べる推薦者リストと照合し、合致した候補者のみ有効となります。**

**\*\*論博研究者候補者が推薦機関の所管の研究機関に所属するかどうかは、候補者より必ず対応機関に確認させるようにしてください。推薦機関の所管の研究機関に所属する研究者がForm4を提出した場合、本会は受理しません。**

日本側研究指導者の所属機関の事務局において準備する書類

電子申請システムを用いて、作成してください。

様式	内容	部数
別添様式	論文博士号取得希望者に対する支援事業平成22年度分の申請について	正本1部

(2) 申請受付期間

平成21年8月28日(金)17:45(必着)

**【注】上記の締切日時は所属機関の長から本会に申請書類が提出される期限であり、申請者が所属機関の長に申請書類を提出する期限は、それより前であることが予想されるので、注意してください。**

[▲ Page Top](#)

## 10. 申請に際しての留意事項

本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことがある日本側研究指導者は、その事業の成果(見込み)及び今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

[▲ Page Top](#)

## 11. 選考及び選考結果の通知

(1) 選考

選考は、本会特別研究員等審査会において、書面審査及び合議審査により行われます。

審査方針は、以下のとおりです。

【審査方針】

- i) 一定の研究実績があり、研究者としての成熟度が認められること。
- ii) 申請書の内容が、課程によらず論文提出による学位取得にふさわしいものであり、本事業の支援期間内(最長5年)に学位取得の見込みがあると認められること。
- iii) 日本側研究指導者が適切であり、論博研究者候補者と連絡等が十分で、研究指導計画が具体的であること。

(2) 選考結果の通知等

選考結果については、平成22年1月末までに本会理事長から日本側研究指導者の所属機関の長を通じて文書で通知します。また、論博候補者本人にも、別途通知します。

不採用となった者については、全申請におけるおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請者に通知します。

- ・不採用A(不採用の中で上位)
- ・不採用B(不採用の中で中位)
- ・不採用C(不採用の中で下位)

【注】選考結果に関する個別の問合せには応じません。

[▲ Page Top](#)

## 12. 研究指導の実施

- (1) 論博研究者は、支援期間中、本会が承認した計画に従って来日し、日本側研究指導者の指導の下で研究を行うものとします。来日は、1会計年度につき1回とし、滞在期間は90日以内とします。ただし、学位論文の口頭試問や審査のために特に必要な場合等、学位取得見込年度において特別の事情があると認められる場合に限り、本会の予算の範囲内で滞在期間の延長あるいは再来日を認めます。この延長あるいは再来日は、1会計年度につき1回、期間は、30日以内とします。
- (2) 日本側研究指導者は、支援期間中、必要に応じて本会の承認する計画に従って当該国を訪問し、論博研究者の研究指導を行うものとします。訪問は、1会計年度につき1回とし、滞在期間は30日以内とします。
- (3) 本会は、日本側研究指導者から提出される論博研究者の研究の進展状況報告に基づき、次年度への支援の継続の可否を決定し、日本側研究指導者の所属機関の長を通じて通知します。

- (4) 論博研究者の研究遂行上必要であると認められる場合には、日本側研究指導者により本会に届け出があった研究指導協力者が必要な指導を行うことができます。研究指導協力者は我が国の大学等学術研究機関に勤める常勤の研究者(または同等と認められる者)とします。研究指導協力者は、日本側研究指導者同様に、論博研究者の受入指導に携わり、また論博研究者の所属機関を訪問して指導をすることができます。

[Page Top](#)

### 13. 論博研究者の義務

論博研究者は、以下の(1)から(3)に留意の上、申請及び採用後の手続を行ってください。採用後は、「PROCEDURES AND PROVISIONS FOR RONPAKU FELLOWS UNDER THE JSPS RONPAKU (DISSERTATION PhD) PROGRAM」の記載事項を厳守してください。記載事項を厳守しなかった場合、論博研究者の採用の取消し、支給経費の停止(国際航空券の支給停止を含む)、支給済み経費の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

なお、(2)に関し、競争的資金等の適正な使用等については、別紙(「[競争的資金等の適正な使用等について](#)」)をご参照ください。

- (1) 論博研究者は、支援期間中、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の内外を問わず、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、アビューズ、ネグレクト等。以下「人権侵害行為」という。)を行ってはならないこと。
- (2) 論博研究者は、競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用など。以下「教育研究活動における不正行為」という。)を行わないように、文部科学省、本会、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の定めるルールに従い研究活動を行うこと。
- (3) 論博研究者は、別の定めにより報告書を提出すること。

[Page Top](#)

### 14. 日本側研究指導者(研究指導協力者を含む、以下同様。)とその所属機関及び学位申請予定大学の役割

日本側研究指導者とその所属機関及び学位申請予定大学は、以下の(1)から(7)に留意の上、申請及び採用後の手続を行ってください。採用後は、「論文博士号取得希望者に対する支援事業 事務手続きの手引」の記載事項を厳守してください。記載事項を厳守しなかった場合、論博研究者の採用の取消し、支給経費の停止(国際航空券の支給停止を含む)、支給済み経費の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

なお、(4) (6) (7)に関し、競争的資金等の適正な使用等については、別紙(「[競争的資金等の適正な使用等について](#)」)をご参照ください。

- (1) 日本側研究指導者は、論博研究者候補者及び相手国側研究指導者と事前によく連絡をとり、論文博士号取得の実現可能性について十分に検討すること。また、論文審査等に係る学位申請予定大学内での各種要件について十分に確認すること。
- (2) 日本側研究指導者は、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の協力を得て、論文博士号取得のために必要な研究環境を整えること。また、研究指導のほか、論博研究者の来日に際し、必要に応じて入国に関する手続、宿舍の確保及び入居手続き、その他日本での生活に必要な事柄について助言を行うこと。
- (3) 日本側研究指導者は論博研究者に対し、支援期間中すべての人権侵害行為を行わないこと。
- (4) 日本側研究指導者は、競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為を行わないように、文部科学省、本会、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の定めるルールに従い研究活動を行うこと。
- (5) 日本側研究指導者は、別の定めにより報告書を提出すること。
- (6) 日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学は、日本側研究指導者及び論博研究者に対し、競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為が行われないように、文部科学省、本会及び当該機関の定めるルール(不正使用・不正行為を行った場合のペナルティを含む。)を告知し、遵守させること。
- (7) 日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学は、論博研究者の受入にあたり第一義的な責任を有しており、受入にあたっては競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為の防止について積極的に取り組み、また問題が生じた場合はその解決に努めること。

[Page Top](#)

### 15. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の

「個人情報保護規定」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会論文博士号取得希望者に対する支援事業の業務遂行のためにのみ利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採用された場合、論博研究者の氏名、日本側研究指導者の所属機関・職・氏名、学位申請予定大学、博士論文題目・要旨及び研究の進捗状況等が、本会のホームページにおいて公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

[PageTop](#)

## 16. その他の注意事項

(1) 14(3)に関し、万が一、非違行為があり、日本側研究指導者の所属機関又は学位申請予定大学が定める処分を受けた場合は、処分の日以後5年間は本事業、外国人特別研究員(一般及び欧米・短期)事業に申請することができません。

(2) 本会は、申請書の内容に虚偽、他人の申請書からの転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象としません。また、論博研究者が採用された後に、次のいずれかに該当すると本会が判断した場合は、採用の取消しを含む所定の措置を講ずることとします。

申請書又は本会への提出書類の記載事項に虚偽があった場合

支援期間内に論文博士号の取得が不可能、若しくは著しく困難となった場合

論博研究者が、自国において常勤の研究者としての地位を有しなくなった場合

論博研究者が日本国法令に違反した場合

本会の指示に従わない場合その他本会に不利益を与えた場合

(3) 募集要項及び申請書様式及び関連情報はホームページ上からも閲覧、ダウンロードができます。

<http://www.jsps.go.jp/j-ronpaku/index.html>

<http://www.jsps.go.jp/english/e-ronpaku/index.html>

[PageTop](#)

## 17. 申請書類の送付先及び連絡先

独立行政法人日本学術振興会 地域交流課「論博事業」担当

住所：〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地

電話：(03) 3263-2368 ファックス：(03)3234-3700

[PageTop](#)

### 論文博士号取得希望者に対する支援事業における推薦機関一覧

(1) 以下に掲げる推薦機関の所管の研究機関に所属する論博研究者候補者は、申請をする際に必ず推薦機関に連絡してもらってください。推薦機関所管の研究機関に所属する研究者がForm4により推薦書を提出した場合は、本会は受理しません。論博研究者候補者は自らの判断ではなく、必ず推薦機関に確認したうえでForm4を提出してください。

(2) 推薦機関によっては、推薦にあたって独自に審査を行うところもあり、そのための締め切り日を設けている場合もあるため、論博研究者候補者は早めに推薦機関と手続について確認してください。

(3) 本事業の申請受付期間の前後に、各推薦機関は、推薦者リストを本会に別途送付することとなっています。推薦機関からの推薦者リストに載っていない申請については、本会はその推薦がないものとして取扱い、審査の対象としません。

国名	推薦機関
バングラデシュ	バングラデシュ大学助成委員会 The University Grants Commission of Bangladesh (UGC)
中国	中国科学院 Chinese Academy of Sciences (CAS)
	中国社会科学院 Chinese Academy of Social Sciences (CASS)
	中国国家留学基金管理委員会

	China Scholarship Council (CSC)
インドネシア	インドネシア教育文化省高等教育総局 Directorate General of Higher Education (DGHE), Ministry of Education and Culture
	インドネシア科学院 Indonesian Institute of Sciences (LIPI)
韓国	韓国研究財団 National Research Foundation of Korea (NRF)
マレーシア	マレーシア国立大学長会議 Vice Chancellors' Council of National Universities in Malaysia (VCC)
モンゴル	モンゴル教育文化省 Ministry of Education, Culture and Science(MECS)
フィリピン	フィリピン科学技術省 Department of Science and Technology (DOST)
タイ	タイ学術研究会議 National Research Council of Thailand (NRCT)
ベトナム	ベトナム科学技術アカデミー Vietnamese Academy of Science and Technology (VAST)
エジプト	エジプト高等教育・科学研究省 Ministry of Higher Education and Scientific Research (MHESR)

[PageTop](#)[申請の手順](#)**お問い合わせ**

独立行政法人日本学術振興会  
国際事業部 地域交流課 論博事業担当  
〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地  
TEL 03-3263-2368 FAX 03-3234-3700

